



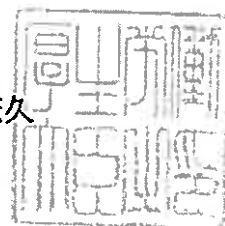
厚生労働省発基1019第1号

令和2年10月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

個別事業の保険料率の増減幅を定める際に用いるメリット収支率（業務災害について支給された労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金（以下「給付等」という。）の額と保険料の額との割合をいう。）の算定に当たり、給付等の額として第二の二の規定により準用する労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項の規定により支給された同項第二号に掲げる額に加えた額を算入しないこととすること。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、給付等について、この省令の施行の日前に算定された給付基礎日額を基礎と

して支払われた額に不足が生じる場合に、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則
第二条の規定を準用すること。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和 2 年 9 月
労働基準局労災管理課

1 改正の趣旨

令和 2 年 3 月 31 日に公表された「令和元年賃金構造基本統計調査」について、同一事業所からの回答を重複して集計していたことが分かり、今般、数値の訂正が行われた（令和 2 年 9 月 15 日プレスリリース）。

これにより、令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による労災保険給付の保険給付額に用いる給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額について、最低限度額については 35～39 歳及び 55～59 歳の年齢階層で 3 円引き下がり、最高限度額については 35～39 歳及び 50～54 歳の年齢階層で 3 円引き上がることとなった（令和 2 年 9 月 30 日告示、同年 10 月 1 日適用予定。）。これを踏まえ、令和 2 年 8 月以降に支給すべき事由が生じた労災保険給付について、年齢階層別の最高限度額が低くなっていたことにより、過少給付となっていた方に、その差額に相当する分等を追加給付として支給することとしている。

今般、当該追加給付の支給額の算定方法を規定するとともに、当該追加給付をメリット収支率の算定に反映させないようにするため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）について所要の改正を行う。

（参考）

労災年金及び休業（補償）等給付の給付基礎日額の算定に際しては、年齢階層別に最高限度額及び最低限度額を定めており、この算定の際に賃金構造基本統計調査を利用している。

2 改正の内容

- 追加給付の支給に関して、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 64 号）附則第 2 条の規定を準用する。
- 徴収則第 18 条又は第 18 条の 2 の規定による特例について、追加給付の額を労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 3 項又は第 20 条第 1 項のメリット収支率の算定に、反映させないものとする。

3 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 3 項及び第 20 条第 1 項

4 施行期日等

公布日：令和 2 年 11 月上旬（予定）

施行期日：公布の日

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

参照条文 目次

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）	1
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）	3
○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	5
○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）	8
○ 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（抄）	9
○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）（抄）	10

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条（略）

2（略）

3 厚生労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であつて当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての当該連続する三保険年度の間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る保険給付（以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかつた者に係る保険給付」という。）及び労災保険法第三十六条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者（以下「第三種特別加入者」という。）のうち、労災保険法第三十条第三号又は第七号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合に係る保険給付を除く。）の額（労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定める保険給付については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるところのもの（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）から非業務災害率（労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去三年間の複数業務要因災害に係る災害率、通勤災害に係る災害率、二次健康診断等給付に要した費用の額及び厚生労働省令で定めるところにより算定された労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十条第一項各号及び第二項において同じ。）に應ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という

。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一 百人以上の労働者を使用する事業

二 二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの

三 前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

4
5
11
(略)

(確定保険料の特例)

第二十条 労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて厚生労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険率に應ずる部分の額）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額（同条第一項第一号の事業については、労災保険率に應ずる部分の額。次号に於いて同じ。）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額を加えた額に第一種調整率を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に

第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に应ずる部分の額を減じた額を加えた額に第二種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率をいう。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下であるとき。

2
4 （略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（法第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額の算定）

（法第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額の算定）

第十八条 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める保険給付は、療養補償給付、休業補償給付、介護補償給付及び労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。）第四十六条の二十第三項、第五項、第七項又は第八項（労災則第四十六条の二十四及び第四十六条の二十五の三において準用する場合を含む。）の規定により給付基礎日額を算定した特別加入者（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十三条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に關し支給する保険給付とする。

2 法第十二条第三項の年金たる保険給付及び前項の保険給付（特別加入者に關し支給する保険給付を除く。）の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。

- 一 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額
- 二 遺族補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額
- 三 傷病補償年金 傷病補償年金のうち当該負傷又は疾病に關する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額
- 四 療養補償給付 療養補償給付のうち当該療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額
- 五 休業補償給付 休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に關する療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額

六 介護補償給付 介護補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のもの額を合計した額

3 (略)

(法第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金等)

第十八条の二 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号。以下「特別支給金規則」という。)の規定による特別支給金で業務災害に係るもの(労働保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第十七条の二の表の第四欄に掲げる者に係るもの及び労働保険法第三十六条第一項の規定により労働保険法の規定による保険給付を受けることができることとされた者(以下「三種特別加入者」という。))のうち労働保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合に係るものを除く。)とする。

2 (略)

附 則

(法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例)

第七条 当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び」とあるのは、「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料及び」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額(労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十四号)附則第二条第一項(労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第七十号)附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により同項第二号に掲げる額に加えた額を除く。)とすることにより行うものとする。

一 九 (略)

2 当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労働保険法」とあるのは、「、労働保険法」と、「を除く」とあるのは、「、東北地方太平洋沖地震に係るもの及び労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第六十四号)附則第二条第一項(労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第七十号)附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により同項第二号に掲げる額に加えた額として支給されたものを除く」と読み替えるものとする。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付（前号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 三 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付

第八条の二 休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付（以下この条において「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「休業給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

- 一 次号に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付基礎日額とする。
- 二 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条及び第四十二条第二項において「四半期」という。）ごとの平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。）が、算定事由発生日の属する四半期（この号の規定により算定した額（以下この号において「改定日額」という。）を休業給付基礎日額とすることとされてきている場合にあつては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期の前々四半期）の平均給与額の百分の百十を超え、又は百分の九十を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下するに至つた四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を前条の規定により給付基礎日額として算定した額（改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額）に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

② 休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を休業給付基礎日額とする。

一 前項の規定により休業給付基礎日額として算定した額が、厚生労働省令で定める年齢階層（以下この条において単に「年齢階層」という。）ごとに休業給付基礎日額の最低限度額として厚生労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けるべき労働者の当該休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日（次号において「基準日」という。）における年齢の属する年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層に係る額

二 前項の規定により休業給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに休業給付基礎日額の最高限度額として厚生労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

第八条の三 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

一 算定事由発生日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の七月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。）を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

② 前条第二項から第四項までの規定は、年金給付基礎日額について準用する。この場合において、同条第二項中「休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日」が当該休業補償給付に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である」とあるのは「年金たる保険給付を支給すべき事由がある」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「休業給付基礎日額」とあるのは「年金給付基礎日額」と、同項第一号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と、「支給すべき事由が生じた日」とあるのは「支給すべき月」と、「四半期の初日（次号」とあるのは「年度の八月一日（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、当該年度の前年度の八月一日。以下この項」と、「年齢の」とあるのは「年齢（遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る労働者の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢

。次号において同じ。）の」と、同項第二号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
 - 二 休業補償給付
 - 三 障害補償給付
 - 四 遺族補償給付
 - 五 葬祭料
 - 六 傷病補償年金
 - 七 介護補償給付
- ②
④
（略）

第二十条の二 第七条第二号の複数業務要因災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 複数事業労働者療養給付
- 二 複数事業労働者休業給付
- 三 複数事業労働者障害給付
- 四 複数事業労働者遺族給付
- 五 複数事業労働者葬祭給付
- 六 複数事業労働者傷病年金
- 七 複数事業労働者介護給付

第二十一条 第七条第一項第三号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 傷病年金
- 七 介護給付

第四十九条の四 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（最低限度額及び最高限度額の算定方法等）

第九条の四 法第八条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める額（以下この条において「最低限度額」という。）は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者（賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）第四条第一項に規定する事業所（国又は地方公共団体の事業所以外の事業所に限る。）に雇用される常用労働者をいう。）以下この項及び第四項において「常用労働者」という。）について、前条に規定する年齢階層（以下この条において「年齢階層」という。）ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者（年金たる保険給付（遺族補償年金又は遺族年金を除く。）を受けなければならない労働者及び遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき事由に係る労働者をいう。）以下この項において同じ。）の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とする。

一・二 （略）

2 前項の規定により算定して得た額が、自動変更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を当該年齢階層に係る最低限度額とする。

3 第一項の規定は、法第八条の二第二項第二号（法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額について準用する。この場合において、第一項中「最低限度額」とあるのは、「最高限度額」と、「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第一項の規定により算定して得た額が、常用労働者を、その受けている賃金月額の高次に従い、四の階層に区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の階層に属する常用労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを三十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に満たない場合は、当該三十で除して得た額を当該年齢階層に係る最高限度額とする。

5 六十五歳以上七十歳未満の年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額についての第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一項中「厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者」とあるのは「常用労働者（以下この項及び第四項において「常用労働者」という。）及び常用労働者以外の者であつて、六十五歳以上のものをいう」と、「この項及び第四項において「常用労働者」という。）とあるのは「この項において同じ」と、「賃金構造基本統計を」とあるのは「厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。）を」と、「常用労働者であつて男性である者（とあるのは「常用労働者等であつて男性である者（常用労働者以外の者）については、当該年齢階層に属するものの数の四分の三に相当する数のものに限定する。」と、「現金給与額（現金構造基本統計の調査の結果による一月当たりのきまつて支給する現金給与額のうち最も低いものとする。」とする。

6 前項の規定は七十歳以上の年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額について準用する。この場合において、同項中「常用労働者であつて男性である者（とあるのは「常用労働者等であつて男性である者（常用労働者以外の者）については、当該年齢階層に属するものの数の四分の三に相当する数のものに限定する。」とあるのは「常用労働者であつて」とあるのは「常用労働者等であつて」とする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌年の七月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する年の前年の賃金構造基本統計の調査の結果に基づき、前各項の規定により定め、当該八月の属する年の七月三十一日までに告示するものとする。

労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）（抄）

（特別支給金の種類）

第二条 この省令による特別支給金は、次に掲げるものとする。

- 一 休業特別支給金
- 二 障害特別支給金
- 三 遺族特別支給金
- 三の二 傷病特別支給金

- 四 障害特別年金
- 五 障害特別一時金
- 六 遺族特別年金
- 七 遺族特別一時金
- 八 傷病特別年金

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金（以下「保険給付等」という。）のうち、施行日前に算定された給付基礎日額を基礎として支払われた保険給付等の額（法の規定による年金たる保険給付並びに同令の規定による障害特別年金、遺族特別年金及び傷病特別年金（以下「年金たる保険給付等」という。））にあつては、法第九条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

- 一 施行日以後に算定された給付基礎日額を基礎として支払われる額（年金たる保険給付等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）
- 二 施行日前に算定された給付基礎日額を基礎として支払われた額（年金たる保険給付等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）
- 三 次のイ又はロに掲げる保険給付等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

- イ 年金たる保険給付等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる保険給付等の支給の対象とされた月を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額の合計額
- ロ 年金たる保険給付等以外の保険給付等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として厚生労働

2 前項に定めるものほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。